

大谷學報 第十七卷 第二號

三河國に於ける眞宗教團の發展

(上)

日

下

無

倫

上篇 目次

第一章 和田門徒

第一節 和田門徒の成立

圓善門下慶念系の發展

一、桑子妙源寺のこと

二、佐々木上宮寺のこと

第二節 圓善門下信寂系の發展

一、和田道場のこと

二、本願寺々號の起源

第三節 圓善門下信寂系の發展

一、大町如道のこと

第四節 和田門徒の異流

第一章 和田門徒

第一節 和田門徒の成立

—

眞宗教團の成立は古來立教開宗の本典『教行信證』御製作の年時、後堀河天皇の元仁元年とせられてゐる。本書が果して開祖親鸞聖人により、立教開宗の意志を以て撰述せられたかどうか明らかでないが、しかし宗義の綱格を示す所の一宗の根本聖典であるから、本書の成立年時を以てそのまゝに立教開宗の時期と見ても敢へて差支へあるまい。けれども事實眞宗教團の萌芽に至つては、猶それより以前、親鸞聖人の行化時代即ち越後から關東へ這入られた當時にまで遡らねばならぬものと思ふ。

親鸞聖人の關東二十年間の沙彌生活は實にその徳自然に他を化したもので、茲に眞宗の原始教團を形作るに至つたのだ。しかるに御歳六十歳から、六十四、五歳の間即ち嘉禎の頃、聖人は何を感じられたのか、この教團と家族とを關東に遣し、途すがら教への友を訪づねつつ弧影飄然として京都に還り、一念多念、有念無念、渦巻く教界の思潮を傍観して、ひたすら著述を事とせられた。諸種の『親鸞聖人門侶交名帳』やその他の史料に徵しても、歸洛以後入滅まで大約三十年、その間に殆ど新しく門弟等のできなかつたのは恐らく幽棲して居られたからであらう。だからその教團といへば依然として關東にあつた。そして關東の教團はやはり京都の親鸞聖人を中心としてゐたから、京都と關東とは絶えず交渉があつた。この交渉往復こそ念佛弘通に絶好の機會を與へたもので、關東と京都の兩地を結ぶ唯一筋の

鎌倉街道は、朝に夕に親鸞聖人の門侶を送り迎へて、東海に於ける地方教團勃興の氣運を促すこととなつた。先づ三河地方に萌芽し、繁茂したる眞宗教團といへば、その重要なものとして茲に和田門徒に指を屈せねばならぬ。

二

親鸞聖人の直弟眞佛の門下専信房專海の弟子に圓善といふものがあり、圓善は三河國和田（現今、碧海郡六ツ美村上下和田のあたりに當る）に住したから、その系統を指して和田門徒といつてゐるが、この教團は三河國內に發展したばかりでなく、更に圓善の門下に大町如道（越前）を出して、將來北陸に一教團を樹立せしめ得た點に於ても最も注意すべきものであらう。今和田門徒の成立及びその發展については、さしあたり『三河念佛相承日記』と現存せる五種の『親鸞聖人門侶交名帳』とを基本とし、更に三河に於ける眞宗古刹の寺傳等を參照して研究の歩を進めねばならぬ。

『三河念佛相承日記』の史的價値については茲に新しくいふまでもないが、表紙に『三河念佛相承日記』の外題とその下に主唯佛の三字があり、ついで本文の首めに、「三河國專修念佛根源事」と内題し、貞治三年甲辰九月一日の奥書きがある。けれども該本は貞治の原本ではない。全編僅かに表紙とともに五紙、文書も亦遅拙であるが、親鸞聖人滅後の三河教團勃興の情勢を知るべき唯一の記録である。現今、三河國矢作町上宮寺の所藏となつてゐるが、内容が眞宗高田系統に屬する、いはゆる三河和田門徒の古記録であるから、恐らくある時期に同町桑子明源寺の舊藏が同寺へ轉じたものであらう。

今本書の梗概を紹介しつゝ、隨時卑説を加へて往くこととする。

三

三河國に於ける眞宗教團の發展

建長八年十月十三日（親鸞聖人八十四歳）真佛房、顯智房、專信房（専海と言ふ。俗名は彌藤五）は、下人彌太郎（出家後隨念といふ）と共に主從四人、關東より上洛の道すがら、三河國矢作川の西、矢作の里、藥師寺に着いて念佛の勸進を始めた。これがそもそも三河地方に於ける真宗教團發生の萌芽である。さて念佛勸進最初の道場として知られた『三河念佛相承日記』初見の、この藥師寺については、現今、同國碧海郡矢作町内のいづこにもそれに該當する寺院は殘存しないが、しかし同町大字池端の小字名として、藥師、高畑、北浦、神郷、落合、上川田、下川田の地名があり、現に藥師の名が殘つてゐる關係上、恐らくそれは同町池端の地にあつたものらしく考へられる。

かうした予の臆説を實地に確めんがために、過ぐる四月五日予は矢作町に赴いたが、現に同町字西牧内の地に藥師寺の舊趾と傳へられた所があり、そこには「藥師」の銘を有せる自然石の燈籠一基が建てられてあるのを見て、いよいよ予の推測が裏書きされた事實を知つて愉快に感じたのである。思ふに藥師寺舊趾の傳說地は町内西牧内の地域にあるが、西牧内と池端とは隣接してゐるので、いづれかの時代に池端の一部が西牧内に轉じたものらしい。

かくてこの藥師寺がいつの時代まで存在したものか明らかでないが、恐らく延元三年の春、北畠顯家奥州より上洛の時、兵燹に罹つて焼失したものであらう。

かくて上洛した主従四人は、老齢の宗祖親鸞聖人に謁して往時を追憶し、心往くばかり物語つたことであらうが、門弟顯智のみは聖人のみもとに逗留し眞佛、専海、隨念の三人は名残を惜みて歸國したのであつた。顯智は師眞佛の仰せに従ひ、同年の末つかた、下向の砌三河に留り、安藤蘿摩守信平の父安藤權守の許に逗留して念佛を勸進したが、その間、建長八丙辰年より正嘉二丙午年に至るまで三年の歳月は流れた。正嘉一年を迎へて間もないことであらう、顯

智は矢作の薬師寺より下總、下野、常陸三ヶ國の壠なる結城の稱名寺へ赴いた。稱名寺といへば眞佛の開基で實子信證の住地である。恐らくそれは正嘉二年三月八日師匠の眞佛が五十歳にして入寂された訃報によるか、或は病氣の報知によつて彼は倉皇として三河を去つたものであらう。葬式萬端をすませての後、同年顯智は上洛したが、この時再び三河の地に入り、安藤權守の嫡子袈裟太郎を教化すると共に、合計三十五人の念佛者を勧進し得た。これ全く顯智の教化の徳である。袈裟太郎は出家して顯智より信願坊の法名を授かつたが、顯智逗留の間に、新たに念佛者の列に加つた人々の名をあぐれば左の如くである。

監帳次郎	二人	三郎大夫	二人	庄司太郎	二人
田侯四郎	二人	渡次郎	二人	檢校太郎	二人
實成坊	二人	彌五次郎	二人	權次郎	二人
光信坊	二人	善性坊	一人	入願坊	一人
光圓坊	二人	藤四郎	一人	彌五郎	一人
彌四郎	一人	彌藤次	一人	袈裟太郎	
女性		彌勒御前	乙王御前	一人ミナ	

以上これを『三河念佛相承日記』には合計三十五名といつてゐるが、その實三十三名であつて、二名の不足である。これは恐らく圓善房夫婦を加へて合計三十五名とするわけであらう。僧俗等の區別を明らかにすれば、監帳次郎等の俗人二十四名、光信坊等の出家八名、その他の女性三人である。安藤權守の嫡子袈裟太郎の出家は正嘉二年か若しくはそ

れ以後に屬するが、袈裟太郎の弟庄司太郎が顯智を請じて平田に道場を建てたのはその前年の正嘉元年である。これが三河に創設された淨土真宗最初の道場である。平田といへば現今矢作町大字桑子、富永、西本郷、東本郷の各所に平田と稱する小字があるから、當時は同一の地が四大字に跨つてゐるもので、恐らく廣い地域であつたであらう。平田道場建立と同年なるか次年なるかは不明であるが、兎に角平田道場が建立せられた後、兄の信願房は碧海庄赤澗あかくみねとなり、その後國中所々に道場が打ち建てられて、教線は益々擴張されて往つた。

以上は『三河念佛相承日記』に於ける前半の梗概である。

四

さて三河に於ける由緒ある真宗寺院の創立縁起を見るに、その殆どすべてが親鸞聖人東關より御歸洛の途次、當國矢作の柳堂に滯留したまふに際し、柳堂に於て法話をきゝ、改宗して淨土真宗に歸したことに始まるといふが、しかしこれは恐らく後世より捏造したものであつて、一として信を置くに足るべきものがない。それは既に『三河念佛相承日記』に言へるが如く、三河教團の中心をなす所の和田門徒は、親鸞聖人の門弟真佛、專信、顯智によつて開發されたものであつて、史實の上に於ては何等聖人との關係を見出すことは出來ない。既に親鸞聖人に關係がなく、その感化や影響を認め得べき史料がないものとすれば、三河地方に於て親鸞聖人面授の弟子も亦あり得べからざるものと言はねばならぬ。

眞宗高田派の巨刹矢作町桑子の妙源寺は、當寺の寺傳によれば三河國真宗最初の道場であつて、親鸞聖人の直弟念

信房蓮慶の創立したのだといふ。けれども念信は顯智によつて念佛者となつた三十五人中の一人庄司太郎その人であり、殊に寺傳を以て該寺關係の箇所を粉飾したる妙源寺所傳の『親鸞聖人門侶交名帳』を除くその他の『親鸞聖人門侶交名帳』では、何れも專信—圓善—念信と次第相承したる點より考察すれば、念信が親鸞聖人の面授といふことは断じてあり得ない事である。

次に真宗大谷派の巨刹矢作町上佐々木上宮寺について見るに、その傳ふる所によれば、もとは聖德太子の建立であつて、元祖道宣より第二十三世蓮行に至り、宗祖親鸞聖人の矢作柳堂に於ける說法にあひ、天台宗を改めて淨土真宗と成つたといひ、ついで佐々木源三源秀義の三男、三郎右衛門尉盛綱は入道して名を蓮願房と改め、當寺の第二十四世になつたといふが(『寺院奇談』、『倭漢三才圖繪』参照)、しかし中興蓮行なるものは寺傳によれば安藤權守教房即ち和田圓善のことであるから、蓮行は全く上宮寺に關係なきものとして當寺の世代より除外せねばならぬ。されば第二十四世蓮願なるものが正しく上宮寺の開基といふことになる。蓮願は常陸國光明寺所傳の『親鸞聖人門侶交名帳』について見るに、和田圓善の次に慶念、慶願を出し、慶願より蓮願と次第するから、蓮願の出世の年代は明らかに親鸞聖人入滅以後である。従つて上宮寺の開基が柳堂に於ける親鸞聖人の說法聽聞の列に加つたといふ寺傳も、全く史實としての價値はないことになつてしまふ。

同じく真宗大谷派の巨刹櫻井村野寺本證寺について見るに、當寺の開基教圓はもと野州小山城主下野守行重の子親祐といひ、初め當國矢作川の沿流、幡豆郡小島村の醍醐山に居城を構へて住したのであるが、世の無情を感じ家を捨てて、これを天台宗の佛寺とした。しかるに其後矢作の柳堂に於て親鸞聖人の教化に浴し、遂に弟子となつて名を教圓房

と改め、寺を真宗の道場としたのだといふ。京都光蘿院並に近江光蘿寺所傳の「親鸞聖人門侶交名帳」によれば、いづれも和田圓善の下に慶圓なるものを出し、また三河妙源寺所傳のものには「念信—慶念—慶圓—道智—智證」と次第し、常陸光明寺所傳のものには「圓善—念信—慶圓—道智—智證」と次第して、何れの『交名帳』にも慶圓の名が見ゆる。思ふに若し本證寺の開基教圓が『親鸞聖人門侶交名帳』にあらはれた慶圓その人なりとすれば、教圓が親鸞聖人に面授口決した事實も、勢ひまた否定せられねばならなくなる。

次に岡崎市針崎真宗大谷派勝鬱寺についてこれを見るに、同寺に傳ふる處によれば、信願房了海（俗名、安藤袈裟太郎信平）の開基であつて、往古は天台宗に屬したるが、親鸞聖人東關より歸洛の途次、當國矢作の柳堂に於て滯留の砌、信願は上宮、本證二寺の僧と共に論難を試みんとしたが、聖人の說法を聞くに及んで、却つてその教に歸伏し、遂に弟子となつて、名を了海と改め寺を真宗の道場としたのだといふ。しかし信願は何れの『親鸞聖人門侶交名帳』に徵しても、圓善の真弟（實子にして弟子たるもの）であつて、そして顯智の教化によりて碧海庄赤澁に道場を建てたことは既に前に説くが如くである。しかももの赤澁道場なるものが將來に於て發展して寺院となり、遂に現地の寂光山勝鬱寺が出來たのであるから、勝鬱寺の開基が柳堂に於て親鸞聖人に面授口訣したといふ寺傳も亦茲に訂正抹殺しなければならない。三河に於ける真宗大谷派の巨刹上宮寺、本證寺、勝鬱寺の三ヶ寺に於て既に然り、況んやその他の寺院末寺に於て、それゝの開基が柳堂に於ける親鸞聖人の說法を聞いて改宗したといふ寺傳はすべて後世より捏造したにすぎないものであつて、一として信を置くに足るべきものはない。

然らば親鸞聖人の説法せられたといふ傳説の地「柳堂」は、聖人の教化の有無は別として、果して事實存在したものかどうか、そして曾て存在したものならばその舊趾は現在何所に該當するものかといふことは眞宗史上究明せねばならぬ重大な問題である。しかしそれについては現にいろいろな傳説地があるので、それらにつきて先づ一應これを説明し、然る後に兜見を加へたいと思ふ。

(一) 三河國碧海郡矢作町大字矢作眞宗大谷派勝蓮寺を以て中古より柳堂藥師寺と稱し、親鸞聖人の當國最初の化導の舊趾と傳ふ。

(二) 三河國岡崎市十王町眞宗大谷派西照寺は、もと天台宗であつて、同じく柳堂藥師寺と稱し、碧海郡矢作町桑子にあつたものだが、その後轉々として位置を換へ、元和三年岡崎市に移り、柳堂山西照寺と稱したといふ。

(三) 三河國碧海郡矢作町大字長瀬眞宗本派願照寺を以て親鸞聖人の柳堂の舊趾に充つるもので、岡崎文書に見ゆる「三州碧海郡長瀬柳堂勝謙」は即ちそれである。

(四) 三河國碧海郡矢作町大字矢作眞宗大谷派柳堂寺も亦親鸞聖人の柳堂の舊趾と傳ふ。

(五) 三河國碧海郡矢作町大字桑子妙源寺の境内に、聖德太子の木像を安置せる太子堂の一棟がある。寺傳によればこれを即ち柳堂と稱し、親鸞聖人この堂に於て一七ヶ日間の説法をせられたものであつて、爾來今日まで六百有餘年の星霜を経ておるが、地盤も移さず、柱梁も改めず、全く聖人化導の當時からそのまゝに嚴然として存するものであるといふ。この堂は明治三十六年四月十五日、國寶に編入された。

以上五説の中第一の勝蓮寺、第二西照寺の柳堂説については、所謂『三河念佛相承日記』に「建長八年丙辰十月十三

日ニ薬師寺ニシテ念佛ヲハジム」とある記事に見ゆる薬師寺即ち柳堂であるとなす考へ方であるが、既に薬師寺の舊跡が同町大字西牧内に嚴存する以上勝蓮寺の位置を以て柳堂の舊趾といふことは出來ない。従つて第二の岡崎市の西照寺柳堂說も寺基のしばゝ移轉した關係上これ亦柳堂の舊趾といふことは斷じて出來ぬ。第三の矢作町長瀬願照寺も、當寺が專信房専海に關係を持つといふことばかりで、その他は「柳堂」たるの確證はなく、また第四の柳堂寺に至つては最早論外で、柳堂の二字を冠することすら、史家の眼から見れば實に不快に感ぜらるゝ所である。それであるから仔細に吟味せねばならぬと思ふのは、第五の矢作町桑子妙源寺境内の「太子堂」そのものであるといはねばならぬ。

太子堂の大きさは僅かに方三間、單層であつて、なだらかな四注造の屋根をもち、銅板で葺かれてゐるが、實に足利時代初期の様式を示す所の代表的な建造物である。一度同寺を訪れて山門に入れば、左手に往時を偲ぶ古風な建造物に眼を驚かすものは全くこの太子堂である。

同寺には寺領關係の古文書を所藏すること極めて多く、予が調査したところでも、江戸時代以前、建武年間から慶長までのもの大約七十一通を數ふることが出来るが、その中に於て一番古いものに次のやうなものがある。

奉寄進三河國平田庄桑子左近五郎屋敷并畠伍事

右於畠者、爲太子堂敷地之上者、至于子々孫々不可成妨、仍所奉寄進如件、

建武參年十二月五日

物部 濱氏（花押）

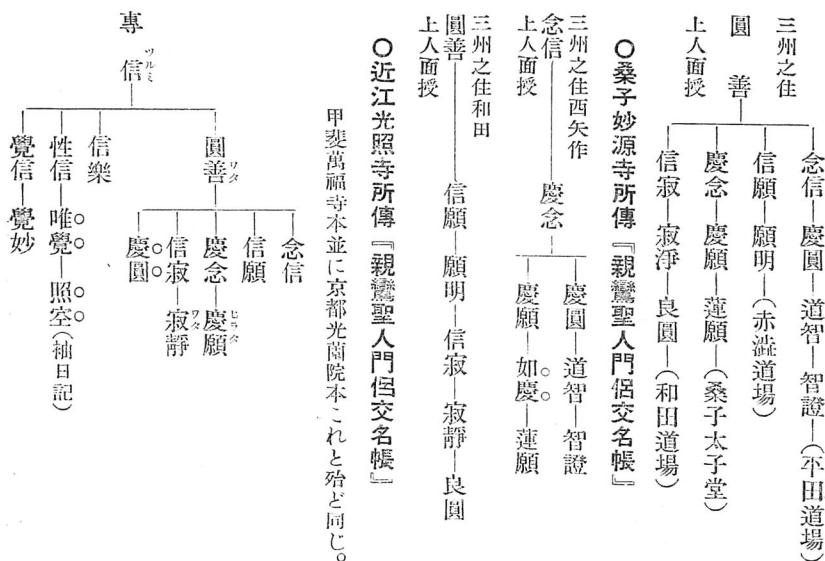
この文書によれば建武三年十二月に物部濱氏が三河國平田庄桑子の左近五郎屋敷と畠地とを太子堂建築所用の敷地として寄進したのであるから、この文書の示す年時を以て、桑子の太子堂が正しく創建せられたものと見なければな

らぬ。それは丁度桑子慶願の時であつた。それであるから、太子堂は親鸞聖人在世中に創立されたものではなく、全くその滅後七十四年の建立と言はねばならぬ。茲に於てか現存の太子堂がそのままに柳堂であり、そしてそれを親鸞聖人の三河に於ける初轉法輪の遺構であるとする妙源寺々傳は、全く根本から覆されねばならぬ事となつた。

思ふに教團史料として信ずるにたるべき『三河念佛相承日記』には、正嘉元年の頃「庄司太郎殿顯智上人ヲ平田ニイレマイラレ道場タツ」といひ、此を三河國內に於ける淨土真宗最初の念佛道場なりと傳へてゐる以上、その平田道場こそは口碑に傳はる所の柳堂そのものと考へられるのであつて、前述の建武三年の敷地寄進が桑子に於ける太子堂造立の最初であるならば、柳堂と桑子太子堂とは全然別個のものでなければならぬ筈である。而して柳堂即ち平田の道場が現在何所の地域に該當するものか、そしてそれ以後に建立された桑子太子堂と平田柳堂とは、同じく平田之庄に建てられながら、當時の兩堂は如何なる關係裡にあつたものか、今それらについては、史料の缺除により全く判明しないのであるが、しかし一方平田道場は庄司太郎即ち念佛、慶圓、道智、智證と次第し、桑子の太子堂は慶念、慶願、蓮願と次第して、將來異つた二つの系統を形作つた點から見て、柳堂と太子堂とは全く同一の建築物を指したものでないと言ふことだけは、明らかに知ることが出来ると思ふのである。

以上杜撰ながら、三河に於ける和田門徒の成立に就いて一瞥を與へたが、今その系統を『親鸞聖人門侶交名帳』によつて表はさば左の如くである。

○下妻光明寺所傳『親鸞聖人門侶交名帳』



第二節 圓善門下慶念系の發展

矢作町桑子妙源寺の寺傳によれば、前にも既に言へるが如く、當寺を以て庄司太郎即ち念信房蓮慶の創立となし、念信は和田の圓善と共にこれを親鸞聖人面授の弟子と傳へてゐるが(妙源寺本『親鸞聖人門侶交名帳』参照)、しかし後世自寺に關係の箇所を擅入したる妙源寺傳『交名帳』を除くその他いづれの『親鸞聖人門侶交名帳』によるも、全く専海、圓善、慶念、慶願と次第するから、念信が妙源寺の開基ではなくてその實、慶念の弟子(或は子か)慶願であらうと思ふ。『三河念佛相承日記』によれば、慶願は「桑子の坊主」と註記せられ、信願房の眞弟了念と共に顯智によつて出家し、法名を授かつた人である。東殿の御前(或は徳川氏の祖東條松平氏のことなるが、考ふべし)十三歳の御時、彼は了念、顯智と共に下野國高田の專修寺へ參詣したのであつたが、建武三年に至り當地に太子堂一字を創立したのであつた。(前掲出、建武三年敷地寄進文書參照)。現に太子堂内に安置せらるる聖德太子十六歳の御像は、後世の拙劣な修繕と粉飾によつて甚だしく莊嚴味を缺くけれども、しかし堂宇と共に當時の彫刻なることは恐らく間違ひなからう。(堂宇は國寶なれども、佛像は然らず)。今同寺所藏の古文書の中から有數なるもの四、五通を抜出して、以て太子堂發展史の一面を紹介してみたいと思ふ。

二

さて妙源寺には前に述べた建武三年の敷地寄進文書について第二に左のやうな文書がある。

奉寄進太子堂敷地事

三河國に於ける眞宗教團の發展

合壹段者

(并田壹段)
□□□□

右參州平田庄内桑子名畠奉寄進太子堂之狀如件

觀應二年辛卯五月二日

道廣(或曰庭か花押)

これは前の敷地寄進から十六年後の觀應二年即ち本願寺覺如入滅の年に、道廣なるものによつて、太子堂敷地として更に一反の畠地が寄進せられたことを示す文書である。これ恐らくは狹隘なる敷地を廣げるための寄進であつたであらう。則ち此の時代に於ては一反以上の敷地を有する太子堂となつたわけである。しかるにこの寄進狀の中「合壹段者」とある下の割註は、その墨色が他所と別なる點から推測して、これは必ずや以前の文字を抹消して「并田三段」と書き替へたものと見ねばならない。恐らくこれは後に必要な事があつて別人が書き入れたものにちがひなからうと思ふ。これと同様のことが第三通の文書にもある。即ち次のやうである。

寄進申平田庄桑子名内畠地事

合貳段

并田次郎屋敷
并田參反

右於此太子堂兼日寄進申上又重奉寄進此畠地者也可被致御祈禱之精誠者也仍寄進狀如件
延文元年丙申十月七日

宮内小輔重遠 (花押)

此の文書の中に「兼日寄進申上又重寄進此畠地」とあるから、先に一度寄進した土地に新に追加の寄進をしたことがわかる。而して前の觀應二年の寄進狀と此の延文元年の寄進狀とは、一方は道廣であり今は重遠であつて、各々寄進

者を異にするけれども、その間僅に六年を隔つるのみであるから、「兼日寄進」といつたのはかの觀應二年の敷地寄進のことを指したものであらう。さて此の寄進狀にも「合二反」とした下に割註して、「平次郎屋敷并田三反」と書いてある。思ふにこの文書の題目にもまた本文中にも、此の畠地を寄進するとあるだけで全く田地のことには言及されてないから、「合二反」の下の空白の所へ、後から別人の筆で「并田三反」と書き入れたものであつて、前の觀應文書に於ける改竄と共に、田三反といふことが證文の上に何らかの必要ありしことと思はざるを得ないのである。それら關係を裏書する所のものは、次に示す所の第四通の文書である。

三河國平田庄桑子太子堂敷地之事

右田畠永代所奉寄進也。然者當寺任光例、致修理祈禱精誠可有知行之狀如件

貞治四年八月廿日

散位重道（花押）

此の文書は「太子堂敷地之事」と標し、既に寄進せられてあつたものに對して、再び永代寄進の承認を與へたにすぎないものであつて、そこには何處の田とも、何處の畠とも言はず、また數量も反別も記されてない。茲に於てか、此の太子堂敷地としての田畠永代寄進の承認について、觀應、延文兩文書に於ける「并田三段」の文字を附加することの必要ありしことに思ひ當り、竄入の意味も亦自ら了解されるわけである。而して前の寄進狀の延文元年から此の文書の貞治四年までは丁度十年の歳月であるが、前の寄進狀には宮内少輔重遠の署名があり、この寄進狀には散位重道と那物部熙氏や道廣と共に、これらの人々は恐らく當時三河に於ける平田庄附近の土豪であつたであらうと思ふ。さう

して熙氏のことはしばらく置き、道廣、重遠、重道の三人は恐らく同系の人で、先代重遠の跡目を繼いたのが此の重道であるから、先代の敷地寄進に對して、今まで永代寄進の承認を與へたものと解釋しなければならぬ。そのことは本文書の中に「任先例」とあるによつて見ても明らかである。

三

かやうにして、地方に於ける豪族の歸依によつて敷地の寄進は次第に増加せられ、大に經濟的方面から太子堂の發展を促がすこととなつたが、一方親鸞聖人の太子崇敬の影響を受けた、いはゆる慶願、蓮願等の念佛者も亦この太子堂を中心として專修念佛の興隆に力を注いだから、一面信仰的にも亦勢力を張るに至つた。かくて經濟、信仰兩方面的發展は、やがて太子堂といふやうなさゝやかな佛堂から、遂に明眼寺といふ寺院にまで榮えしむるに至つたのであるが、しかしそれは何つの時代であつたか明らかでない。前に述べた散位重道の寄進狀には「然者當寺○任先例」とあります。すでに當寺と稱する以上、貞治四年の頃にはや寺號を公稱したものと考へられぬでもないが、しかしながら貞治四年といへば太子堂創建以後僅に三十年の歲月を経過したのみであり、且つ寄進狀の文中にある「當寺」の語は完全なる寺院を指示する言葉であるといふよりも、寧ろ太子堂そのものを指した輕い意味の用語に過ぎないから、これを以て直ちに太子堂を寺院とする史證に充てむとすることは恐らく早計に失するやうに思はれる。

四

貞治四年を下ること百三十二年の後、明應五年十二月、松平藏人長忠が寺領を承認した二通の文書の中に、明玄寺或は明眼寺の名があらはれてゐるが、これは恐らく妙源寺文書中に見ゆる寺號の初見であつて、大に注意すべきもの

であらう。いはゆる二通の文書とは即ち左の如くである。

(1)

如來寺領(團粉)畠事、合參段難去承候間、於以後、不可有違亂煩候、其爲一筆申候、此由明玄寺(可有御傳述候)

恐々謹言

明應五年十二月廿日

長忠(花押)

續藝入道殿御宿所

(2)

佐々木如來寺領團粉畠之事

合參段者

右被下地者、明眼寺(永代被質候之處也)、然間無年貢諸役等、於末代爲桑子寺領、不可有相違之儀者也。仍爲向後證狀如件。

明應五年丙辰十二月廿六日

長忠(花押)

明眼寺

松平藏人長親は三河に於ける松平氏第五代であつて、初めは長忠といひ、後には長親の名に改め、藏人とも、また出雲守とも稱へた。明應五年に父親忠の譲りを受けたが(岡崎公記)、家督を承くると間もなく、明應六年頃に長忠の

三河國に於ける眞宗教團の發展

名を長親と改名したものであらう。明應十年五月廿五日西忠が三河國大樹寺に遣した遺言狀の中に「道閥」の名があり、同寺所藏の文龜元年八月の寄進狀を始め、三河國加茂郡宮口六所神社所藏の文書にも「道閥」の名見え、また「東榮鑑」には「明應八年十月、長忠君御剃髮有テ出雲守入道道閥始號」次郎三郎藏人ト稱セラル」とあるから、入道後に於て道閥といつたことは明らかである。而して明應五年に父親忠の譲りをうけて安條城主となるや、長忠はよく三河西地方一圓の經綱をなし、以て當時東三河を領した今川治部大輔氏親に對抗したものである。されば西三河の妙源寺が、西三河に於ける霸者安條城主より寺領の承認を受くることは當然といはねばならぬ。

文中の「如來寺」については、既に松平三藏忠就拜領、内藤治左衛門政守書上の永祿七年二月三日付家康の書狀中（淺草文庫本古文書による）にも見えて見るが、現地を検分するに、矢作町大字上佐々木と下佐々木とに跨つて「小字如來寺」の名があり、しかも古瓦等が數多發掘さる點から見て、この邊の地が所謂如來寺の遺跡であることに何等の疑ひはない。しかしながら、同寺が何つの頃まで存續したかについては明らかでない。かくして明應五年の文書に既に明玄寺の寺號があらはれてゐる以上、當時若しくはそれ以前より、太子堂が明眼寺として寺號を公稱したことは明らかなである。爾來明眼寺は文龜、永正、大永、享祿、天文、弘治、永祿、天正、慶長の各年代を通じて、土地の寄進をうけたること非常に多く、末寺亦諸方に建立されて寺門はいや増しに繁榮したのであつたが、江戸時代を過ぎて明治維新となるや、寺祿は官役となり、末寺亦諸方に獨立して、本寺としての明眼寺は經濟的にも非常に痛手を負ひ、衰運に向はねばならなかつた。

今同寺所藏の各種の寄進狀を列舉し、以て同寺の經濟を中心とする發展過程の縮圖を示すならば凡そ左の通りで

ある。

(年)

(時)

(地)

(所)

(寄)

(進)

(人)

1 建武三、十二、五

平田庄桑子左近五郎屋敷並畠伍

物 部 熙 氏

2 觀應二、五、二

合 一 段

宮 内 少 輔 重 遠

3 延文元、一〇、七

平次郎屋敷

散 位 重 道

4 貞治四、八、一〇

松 平 長 忠

5 明應五、十二、一〇

如來寺領團粉畠合三段

同

6 同 五、十二、一六

同

7 文龜二、一〇、四

合三反、ぬり御堂前たんこ畠一反

安藤彥太郎直之

8 文龜三、十二、三

天野清左衛門尉忠末

9 永正元、十一、一

長

10 永正三、十一、十五

今 川 氏

11 永正四、二、廿八

淨

12 永正六、十二、二

勝

13 永正七、二、十一

空

14 永正八、十一、廿一

長

三河國に於ける眞宗教團の發展

一九

合一段四百目、在所ミマ

藤 左 衛 門 等 四 人

長坂隼人助等八人

長坂大炊入道性源

藤 左 衛 門 等 四 人

- 15 永正八、十二、十四
 16 永正八、十二、十九
 17 永正十三、一〇、十二
 18 永正十三、十二、日
 19 永正十四年、卯月、日
 20 永正十八、正、廿五

21 以下一括して

慶	天	弘	享	大
長	正	治	祿	永

一 三 一 一 五

通 通 通 通 通

三十三通

ぬりみたう了珍
 荒川菅左衛門入道淨溝
 高橋伊保郷御嶽堂長
 大津勝源
 東端神屋藤左衛門
 同
 神谷孫六郎家光
 御嶽勝長
 大津三良左衛門妙觀
 同
 神谷孫六郎家光

統である。同寺の中興開基を蓮行とする寺傳が既に間違ひであつて、その實蓮願を以て當寺の開創者とせねばならぬことは前に既に述べた通りである。蓮願は常陸國下妻光明寺所傳の『親鸞門侶交名帳』によれば、桑子の太子堂を創立した慶願の弟子であつて、當寺の開基蓮願、同一代蓮智はともに太子堂の住持であつたから、上宮寺はその源流に於て太子堂即ち原始妙源寺と離るべからざる關係にあつたことを知らねばならぬ。上宮寺所藏の『如光弟子帳』(文明十六年
筆)によれば、「三河國佐々木之郷上宮寺開山之事」と標して先づ開基蓮願の名を出し、ついで、それより文明十六年に至る上宮寺草創時代六世の法名を列舉してゐる。

釋 蓮願 六月十二日

釋 蓮智 十月五日

釋 順如 三月十八日

釋 如全 應永廿八年八月十一日

釋 如光 應仁二年十一月一日

釋 如順 文明三年六月廿四日

法名の下に加へられた月日はその歿年を示したものであるが、第四世如全以後には更に年號を加へてゐるので、そ

の頃よりは史實の上に多少の明るさを増したことがわかる。寶曆七年五十七歳で示寂した當寺真祐の註記によれば、開基の蓮願は佐々木源三義秀の三男、三郎盛綱その人であつて、法善房釋西念といひ、寛元二年六月十二日に往生し

第二世蓮智は復の名を西仁房ともいひ、第三世順如は初め蓮順と言つたが、本願寺の覺如宗主より如の一字を賜つて

順如と改名し、以後上宮寺の世代に如の一字を附するの例を開いたものだといつてゐる。これらの註記は果してどの程度までに信を置くべきか不明であるが、しかし開基蓮願、一世蓮智とともに桑子妙源寺(真宗高田派)住持で、第三世順如の時に初めて覺如に歸依して本願寺に轉屬したものやうである。而して『如光弟子帳』には省かれてゐるが、順如と如全との間に更に如秀、如玄の二代が加はり、ついであらはれたのが上宮寺第五世の如光である。

六

如光は三河國碧海郡西端邊の化人と傳へ、三浦三右衛門の養育する所と言ふが、その出生に關しては明らかでない。しかし上宮寺所藏の方便法身尊像一幅の裏書には

大谷本願寺 繹 蓮 如 (花押)

寛正二歳辛巳九月二日

方便法身尊號 參河國志貴之庄佐々木
上宮寺安置本尊也

願 主 繹 如 光

とあるから、早くも本願寺の蓮如に歸依したことがわかる。上宮寺の名が古文書の上に出づるのは、この本尊の裏書を以て初見とするから、佐々木の道場が寺院にまで昇格し得たのは恐らく如光の時代であらうと思ふ。

如光が本願寺より本尊を下附されてから四年の後、寛正六年京都の本寺大谷影堂は火災にかかり烏有に歸した。この時如光は直に上洛して大に奔走し、「料足ハ三川ヨリ上セテアシニフマセ申スベク候」(『本福寺由來記』)と言つたが、その言葉こそは如光が三河教團に於ける地位と本願寺との關係を示すものとして大に注意すべきものであらう。

この妨難を縁として蓮如は文正、應仁の頃三河へ行化さるに至つたが、『御隱棲』(實記卷下参照)それは全く如光の懇請によるものであつた。彼の教化は三河を中心とし、遠くは尾張、伊勢、美濃にも及んだが、往くとして可ならざるはなく、それらはすべて「道場」となり「寺院」となりて遂に今日の眞宗教團隆昌の源流を作つた。『如光弟子帳』によると、三河國に六十四所、尾張國その他で四十一ヶ所の道場を開いてゐるが、かうして建立された幾多の道場は一面蓮如の行化にまつものあるとはいへ、全く如光が門弟の誘引に力を盡した功績に俟つものと言はねばならぬ。(尚委しくは『宗學研究』所載の拙稿「蓮師時代開創の道場について」參照せよ)。

かくて如光は應仁二年十一月一日に歿してゐるが、恰も同じ日付を以て如光之眞影一幅が當寺に下附せしめられたことは實に不思議の因縁である。

應仁二歲
戊子十一月一日

釋
蓮
如
(花押)

如光之眞影
參河國波津郡志貴庄之内
佐々木淨弘寺常住物也

願主釋尼如順

如光の眞影の裏書に見ゆる願主如順は如光の内方角殿の法名である。『如光弟子帳』に釋如光の次に出せる釋如順が即ちそれであつて、如光示寂後三年、文明三年六月廿四日に如順尼は往生したのであつた。『如光弟子帳』はこの如順尼にて終つてゐるが、それ以後に於ける上宮寺の世系については、文明十四年十二月廿二日親鸞聖人影像一幅を下附せられた釋尼妙光なるものがあり、また如光の娘なりといはれてゐる釋尼如慶がある。如慶尼は婦人の身ながら、父

如光の遺志を繼いで教團の爲め大に働いた方である。會ては自らが願主となつて、蓮如宗主から文明十八年十一月二十日に親鸞聖人繪傳四幅と、延徳元年十月十日に法然上人御影一幅とを免許されてゐるから、如慶尼が上宮寺歴代の上に残した功績は亦以て没することは出來ない。ついで如舜、勝祐、信祐、尊祐等戰國時代に活躍した諸氏を出したが、江戸時代に入り蓮願を開基とするこの上宮寺は益々榮えて往つた。

第三節 圓善門下信寂系の發展

三河國和田の圓善は和田門徒の鼻祖であつて、一方に專信房の示教を承けつゝ（甲斐萬福寺、京都光蘭院、近江光照寺所傳の三本『親鸞聖人門侶交名帳』參照）また顯智の感化をもうけたことについては、前に既に説く所であるが（『三河念佛相承日記』）、これより信寂、寂靜、良圓等と次第して、いはゆる和田道場を中心とする一團の存在することは注意すべきことであらう。先きに桑子太子堂の發展に就いて一瞥した吾等は、今この和田道場の中心人物、一、二について考ふべきの要がある。

二

三河に於ける真宗教團はその創始時代に於ては、いはゆる眞佛、顯智等下野高田系の人々によつて開拓されたものであるから、三河の教團と高田の如來堂との關係は極めて密接なるものがあつた。されば『三河念佛相承日記』を見るに、南北朝時代の頃は、和田の性善房樂智や、桑子の慶願及び信願の眞弟了念等は打揃つて、大谷本廟よりも寧ろ高田の如來堂へ參詣したものである。それと同じやうに、和田圓善から念佛の衣鉢を繼いだ信寂も亦高田へ歩みを運ん

だものであらう。『三河念佛相承日記』の終りに

「コノホカ和田ノ信寂ヒジリ、イニシヘヲシタイ、夫妻トモニタカダヘオンマイリノ事レキゼン也。シタガイテア（尼）

マ性空ノオンバウ、念佛サウ^{（相傳）}デンニヨリテ、顯智ヒジリノミエイアンチノ事レキゼン也。シカレバ寂靜ノオンバ

ウニイタルマデ、シサイアリシ事トモ也」（括弧内の文字は編者の加ふる所）

とあるのは正しくその消息を示したものである。文中に「尼性空御房」とあるのは恐らく信寂の妻、ならんと推測さるる所であつて、性空尼は高田顯智の歿後、その御影までを和田道場に安置し崇敬したものであらう。

かくの如く高田如來堂を中心として、大谷本廟よりも寧ろ高田へ歩みを運んだ和田門徒ではあるが、しかし顯智の歿後専空の世となるに及んでは、一方京都の本願寺では覺如、存覺等の英傑出で、大に大谷本廟を中心とする氣運が動き出したから、これより次第に本願寺に傾いて高田を顧みぬこととなつたものらしい。

三

和田道場よりいでゝ、大谷本廟のために献身的な努力を捧げたものは、信寂とその子寂靜であるが、信寂の頭には猶高田專修寺の思念があつたけれども、寂靜には全くこれがなかつた。

かの徳治二年大谷本廟留守職の覺惠死して、大谷本廟が全く唯善の手によつて横領されたとき、延慶元年和田の信寂を初め、鹿島の順性、高田の顯智等地方教團の代表者三人は、それゝ寂靜、淨信、善智の使者を上洛せしめ以て大谷恢復の道を講ぜしめられたことがある。思ふにこの時最も盡力した一人が寂靜その人であつた。ついで唯善の遂電によつて、十年間に亘る大谷本廟の厄難が全く解除された時、大谷本廟にして再びこの禍難の來らざらしめむこと

を慮つて事を大切にとり、直に覺如宗主を本廟留守職に就職せしめずして、一時三河の門弟の一人なる性善『三河念佛相承日記』に見る性善房樂智と同一人なるべきか)をして留守職に任せしめられたこともあるが、是れは全く寂靜の献策に基くものであらう。かくて延慶二年七月廿六日付を以て、覺如宗主より門弟へ宛て、懇望狀即ち一種の誓約書が差出されたことがある。この懇望狀の認められたのは唯善の逐電後、僅に十日を出でぬときであつて、初めに「親鸞聖人御門弟御中の令懇望條々事」と標し、次に左の十二箇條がつらねられてある。

一、毎日御影堂の勤行をば怠らない。

二、財主覺信尼公の建治、弘安の寄進状には背かない。

三、本廟留守職にして、若し門弟等の意に背く場合があり、これによつてたゞへ御影堂敷地内より放逐されても、決して不平と違存は言はぬ。

四、院宣、廳裁、本所の成敗は皆門弟等に賜はる處であるから、これらの事については一切仔細を言はぬ。

五、今後は本所御成敗の旨に任せて、決して門弟達の計ふ處に背かぬ。

六、自己の借財については、決して門弟等に心配をばかけぬ。

七、門弟等はたゞへ田夫野人の類であつても、決してこれを輕蔑しない。

八、御影堂の留守職を申付けられても、全く我が所有と思はない。

九、門弟等の書狀をば後日の證據として、仔細を申すやうなことはしない。

一〇、御影堂敷地内へ、好色傾城の徒を招き入れて酒宴は張らぬ。

一一、門弟等の許可なくしてば、決して諸國へ勧進奉加はいたさぬ。

一二、諸國の門弟に對して、忠節を抽んでよとは申さぬ。

(以上、原文は漢文體であるが、しばらく読み易からしめんがために和文を以て意譯した。)

思ふにこの十二箇條は唯善にしてかゝる行爲があつたから、引いては覺如宗主にまでこの契約をなさしめたものであつて、一面苛酷のやうに見ゆるが、しかし門弟からいへば大谷本廟を熱愛するの餘りに執つた對策とも考へられぬでもない。而してこの懸望狀も亦寂靜の手によりてなされたことは、左に示す『存覺上人一期記』中卷存覺廿一歳の記事中に見ゆる處によつても明らかである。

「其上條々懸望狀ノ事等、寂靜令申之間、被書出」了

四

約十年に亘つた大谷本廟の騒擾も、延慶三年の秋、故覺信尼の願ひの如く今や全く平穏に歸し、覺如は四十一歳にして、目出たく大谷本廟の留守職となることを得たが、就職以後に於て、彼は教團の統制と融和のために、大に本廟と地方教團との緊密を計られたものであつた。しかし有力な地方教團と知られた鹿島や高田の地は、餘りに遠路に失するから、勢ひ三河の和田門徒との接觸が深まり往つたことは争はれぬ事實である。元應元年覺如宗主は五十歳にして、その子存覺と共に三河へ下向されたことがあるが、それについては『存覺一期記』中卷には左の如く見えてゐる。

三十歲元應五月之頃、大上御下向參州奉伴了、自參州令越信州給ヒ入御飯田寂圓許。

思ふに下向された三河といへば、恐らく寂靜所住の和田道場のことであつたであらう。

ついで建武三年覺如宗主七十七歳の御時、尊氏の兵燹によつて京都東山の大谷影堂並に祖像は悉く灰燼に歸したので、翌々年の延元三年(北朝暦應元年)十一月遂に坊舍は再興するに至つたが、その時高田の専空と三河の寂靜とが大

三河國に於ける眞宗教團の發展

に盡力したことについては、左記に示す『存覺一期記』の記事によつて明瞭である。

「(暦應元年)十一月日、爲専空沙汰買得今ノ御堂、本願寺建立了。其時和田寂靜令上洛同致其沙汰了」

思ふに専空と寂靜との斡旋によつて、錢三十六貫文を以て古い堂宇を購入し、それをそのままに建立したものであらう。ここに注意すべきは、當時買得した御堂の割註として本願寺の名が見ゆることから、これを以て本願寺寺號の起源を示すべき唯一の史證であるとする學者もある。即ちその當時購入した所の御堂が、もと本願寺と稱する寺にあり、その建造物の移轉と共に、その名も亦附隨し來つて、遂に大谷影堂そのものの寺號となつたといふのであるが、(橋川正氏著『日本佛教文化史の研究』四九二頁「本願寺の起源」參照)しかしそれよりも以前、既に本願寺文書の中に本願寺の名が見ゆる以上、この説は全く妥當を缺くものと言はねばならない。予は今この『存覺一期記』の記事に逢着したのを因縁として、大谷本廟が何つの時代に寺院に昇格して本願寺の寺號を公稱するに至りしものか、いはゆる本願寺寺號の起源について有する卑見を、茲に述べてみたいと思ふ。

五

今一部の學者が『存覺一期記』の記事によつて、本願寺寺號の起源を推定したといふ暦應元年(皇紀一九九八)を基準として、事實これより猶何年程遡りうるかをしらべることとする。

先づ覺如宗主は建武四年八月『本願鈔』一卷を著はし、同年九月『改邪鈔』本末一卷を著はしてゐるが、前者には二ヶ所、後者には四ヶ所本願寺の名が見えてゐる。これ暦應元年の前年である。

次に元弘二年六月覺如宗主は將軍護良親王から、大谷影堂の敷地、留守職、並に門弟等の進止等すべて、これを管

領せしむるとの令旨をうけたが、それには「本願寺並久遠寺可爲御祈禱所由事」とあつて、本願寺の名が見えてゐる。これ暦應元年より六年前である。

次にその前年の元弘元年十一月覺如宗主は『口傳鈔』三卷をあらはしてゐるが、その中に「本願寺鸞上人」の名が四ヶ處も出てゐる。これ暦應元年より七年前である。

尙遡つて嘉暦元年九月覺如宗主は五十七歳にして『執持鈔』一卷をあらはしてゐるが、同書の冠頭に「本願寺聖人」の文字がある。これ暦應元年より十二年前である。更に遡つて元亨元年二月付の親鸞上人門弟等の申狀案並にこれに對する同年二月三十日付の本所妙香院僧正の御舉狀案を見るに、「本願寺親鸞上人門弟等」の文字がある。これ暦應元年より十七年前であるが、恐らくは本願寺の名の見ゆる最初の文献であつて、最早これ以上に遡ることは出來まい。

さて翻つて一方高田專修寺文書を見るに、弘安十年八月二十九日附の慈空のもの一通があり、「三尊寺敷地西堺興本願寺敷地東堺榜示事」と標して本願寺の名が見えてゐるが、若しこの文書に見ゆる三尊寺西隣の本願寺がいはゆる京都大谷の本願寺なりとせば、此の文書は本願寺の名の出づる最古のものといはねばならぬ。けれども今こゝにいふ本願寺が、所謂大谷影堂の寺號だと見做さんとするのは餘りに早計であらう。何となれば、弘安十年より二十五年も後の花園天皇正和元年の夏、奥州淺香の法智といへるもののが發起によつて、專修寺といふ寺號の額を打つたところが、山門延暦寺から抗議が出て、これを撤したことが『存覺一期記』に見えてゐるからである。されば本願寺寺號の起源は全くそれ以後に於て求めねばならぬ。しかるに前に既に述べたやうに、大谷本願寺寺號の初見が元亨元年二月の本願寺親鸞上人門弟等の申狀案並に妙香院の御舉狀であるならば、正和元年秋の頃、專修寺の額を撤してから後、後醍醐

天皇の元亨元年までの間、十年間に於て本願寺と稱し得たものであつて、『存覺一期記』暦應元年の條に出づる本願寺を以て、本願寺寺號の起源と見る從來の説よりも、更に十七年以上も遡り得ることが出来るのである。されば的確に本願寺寺號の起源を示すべき文献はないにしても、諸種の史料によりて歸納し得たる所は、大略以上の如くである。

大谷本願寺々號表

- | | |
|------------------------|--------|
| 1 弘安一〇、八、一二九（專修寺文書） | 皇紀一九四七 |
| 2 正和元、秋（存覺一期記） | 一九七二 |
| 3 元亨元、二（本願寺親鸞上人門弟等懇申狀） | 一九八一 |
| 4 元亨元、二、三〇（妙香院御舉狀） | 一九八一 |
| 5 嘉曆元、九、五（執持鈔） | 一九八六 |
| 6 元弘元、十一、下旬（口傳鈔） | 一九九一 |
| 7 元弘二、六、一六（兵部卿宮安堵令印） | 一九九二 |
| 8 建武四、八、一（本願鈔） | 一九九七 |
| 9 建武四、九、二十五（改邪鈔） | 一九九七 |
| 10 曆應元、一一（存覺一期記） | 一九九八 |
| 11 康永二、一〇、中旬（康永本御傳鈔） | 二〇〇三 |

次に三河の寂靜が、存覺父子の義絶について大にその融和を計つたことも、亦寂靜の本願寺に對する功績の一つとして數ふべきであらう。

抑々存覺が父覺如から前後兩度の義絶を被つたことは、一般に世人の熟知する所である。前度は元亨二年（存覺三十三歳、覺如五十三歳）より暦應元年（存覺四十九歳、覺如六十九歳）に至る十六年間、後度は康永元年（存覺五十三歳、覺如七十三歳）より觀應元年（存覺六十歳、覺如八十一歳）に至る八年間であつて、兩者を合すれば二十四年間の長きに亘つてゐる。『存覺一期記』によれば寂靜が専ら力を竭したのは後の義絶の時であつた。

貞和五年五月二十一日覺如の室善照尼が五十歳を一期として往生せられた。その時取敢へず上洛したのが錦織寺の慈觀と三河の寂靜であつたが、慈觀は存覺の第七子であるから、その近親たる理由の下に覺如の御對面はなく、寂靜は左右なく見參を得ることが出來た。思ふに存覺義絶といふことが慈觀をして禍せしめたものであらう。同じく五年九月、存覺は藏人佐時光を召請して、御勘氣御免のことを相願はれたけれども、更にその詮がなかつたので、翌十月份の頃、力と頼む三河の和田寂靜の許へ使者學圓を遣はして、和談の義を奔走するやう御下命になつた。これ御勘氣融和につき、門徒へ口入を依頼された初めである。そのことを『存覺一期記』に記して、

「十月之頃遣學圓三州和田道場、門徒口入之事談之、領狀可伺便宜云々」

といふてゐる。學圓は、貞和五年二月存覺六十歳にして銘文を加へられた和泉の光明本に見ゆる學圓房や（『存覺袖日記』六九）、延文六年三月二日和州三人本尊の内、その一幅を相傳した所の學圓（『存覺袖日記』五七）などと同一人であつて、恐らく存覺の當隨昵近の弟子であつたらうと思ふ。

かくして學圓の三河和田道場行が大にその功を奏したものか、翌觀應元年五月の頃、寂靜は專使を派して、他の有力なる門徒の代表者に連署をたのみ、三人加署して大谷へ申送つたのであるが、それと同時に一方性圓禪尼が内々に和談のことに骨折つたから、茲に機縁は到來し、七月五日遂に父覺如より御勘氣免許の御狀をその子存覺へ差出されたことによつて、再度八年間の父子義絶もめでたく和談となつたわけである。思ふにかかる和談を招來せしめた事については藏人佐時光、教順、性圓禪尼等の所勞にもよることであらうが、一方に於て和田門徒の寂靜の盡した功績も亦偉大であつて没することはできぬ。

寂靜示寂の年月日は全く不明であるが、恐らく存覺父子の義絶が和談になつた後、幾何もない頃であつたであらうと思ふ。

七

かくて寂靜の後を繼いで、和田道場を董した良圓も、亦先師寂靜に劣らざる本願寺思ひであつて、彼は覺如宗主の御往生の翌年即ち觀應三年九月十日に宗祖聖人自筆の『愚禿鈔』を帶同して上洛したことが、高田淨興寺所藏の『愚禿鈔』レーベル奥書に記されてある。「存覺二期記」の存覺八十三歳の條によると、應安五年六月存覺の御影を圖畫し奉つた良圓法師といふものがあり、また『存覺袖日記』に出づる貞治四年八月二十七日下附の近江國蒲生下郡殖田教西の本尊をかいた民部法眼良圓といふものもあるが、これらの二人が同じ一人を指すことは明らかである。しかし、かうした繪師の良圓と、三河の和田良圓房とは、同じ時代で同じ名前であるけれども、和田の良圓房には繪畫に巧みなりし事實も聞かないから、繪師の良圓と和田良圓とは恐らく同名異人であらうと思ふ。

かくの如く和田道場は、信寂、寂靜、良圓と傳へて盛んになり、一時は三河門徒を代表するまでに至つたものであるが、しかし室町時代になるや、所謂三河三箇寺(上宮、勝鬱、本證の三寺)の勢力のために壓倒せられて、全く衰微するに至り、その後の史實については杳として傳へるものがない。

第四節 和田門徒の異流

一

三河國矢作川の流域に沿うて發達した、いはゆる和田門徒の主流については、前節に於て既に概説する所であるが、鼻祖圓善の下に念信、信願、慶念、信寂等有力な弟子と相並んで、一方の霸をなしたものに、越前大町の如道といふものあることを忘れてはならぬ。

如道その人については、越前真宗三門徒派に種々架空な傳説が残つてゐるのみで據るべき史料はないが、しばらく『中野物語』(越前足羽郡下文珠村)と自家藏の『一向專修一流正傳出血脈』によつてその概略を述ぶるならば、彼は後深草天皇の弘長元年、越前國大町太郎右衛門の子として生れた。母は大森の者といふだけで明らかでない。而して越前生れの如道が如何なる事情で出家し、どうした徑路で三河の圓善に師事するに至つたものか全く不明であるが、如道と圓善との關係は恐らく覺如宗主との關係を生ぜしより以前のことであらうと思ふ。越前中野專照寺傳によれば、正應二年越前國今立郡帆山村に一字を建立して茲に弟子の道願を居らしめ、翌年八月十六日同國足羽郡大町に自ら專修寺を創立したともいひ、また『中野物語』には「永仁年中專修寺を開基す」と言つて、兩書は共に專修寺の創立を永仁以前とするが、しかしそれよりも十數年後の應長元年に於て、覺存二師越前へ下向の時、未だ專修寺の創立された(存覺

一期記〔中二丁〕風にも見えぬから、如道所住の坊舍が專修寺と稱するに至つたことは、恐らく猶それより以後に屬することであらう。

かくて延慶應長の頃、同國長泉寺の徳若丸と申すもの、『愚暗記』一巻を著はして如道の奉する宗義を難問したので、彼は直にこれに應戦し、越前安丸之内七段島の御坊に於て、大に論陣を張つたが〔『愚暗記返札』一巻〕、正和年中、事上間に達したため、花園天皇より「一向專修之理神妙」の宣下を賜はり、元應元年後醍醐天皇より上人號の綸旨さへ頂戴したといふ寺傳がある。しかもその薄墨が文明の頃まで越前帆山の誓願寺に襲藏されてあつたといふが、しかしそれもさだかではない。

かくて彼は老後に至るも猶元氣豐饒として人をしのぎ、暦應元年(皇紀一九九八年)新田義貞が足利尾張守の黒丸城を攻撃せんとするや、彼は新田氏の軍に助勢して大に働き、遂に深傷を蒙るに至つたが、義貞戦死の後は牛ヶ島といふ處に隠れてゐたといふことである。かくて暦應三年再び白鬼女河原の陣に加勢をしたが、八月十一日遂に彼は大駄村にて相果てたといふ。首と手とは水落の邊に埋めたが、胴は門弟道願によりて始末せられ、大町の三昧所に於て火葬に附したとも、又大駄村にて火葬したとも傳へられてゐる。時に八十歳であつた。

如道の略傳は以上の如くであるが、彼は晩年に於て新義を立て、自らこれを祕事法門と稱した。それがために本願寺覺如は宗門に於ける邪義なりとして、大に此れを排斥したけれども、彼が教團に於ける勢力は實に侮り難いものがあつて、横越の道性(眞宗山本派證誠寺)、鰐屋の如覺(眞宗誠照寺派誠照寺)、中野の坊主淨一(眞宗三門徒派專照寺)等は各々その義を相承して、三門徒不拜衆と稱したことは顯著の『反古裏』に出づるが如くである。

かくの如く祕事を骨張した如道を開祖とする大町門徒の一團が、北越の地に華咲き實成つて、遂に後世に於ける越前四箇本山の基礎を形作るに至つたのであるが、翻つて一方如道を生んだ三河和田門徒の中にも、亦當時さうした思想の影響をうけたものがあつたかどうかと言ふことは、茲に吟味すべき必要があらうと思ふ。

既に如道は三河より故國の越前へ歸つてから後、祕事を唱導したものであり、しかもそれが本願寺覺如によつて手厳しく排斥されたものである以上、當時本願寺との關係特に深かりし三河和田門徒の中に於て、逆にその影響をうけたものが存在したとも考へられず、また存在すべき筈もないのである。しかるにこの原理に反して、今三河國內に北越三門徒關係の史料が一、二存在してゐるといふことはいかにも不思議である。

先づ繪像としては、三河國碧海郡矢作町大字長瀬願照寺(專信房遺跡)に、「七高僧連座御影」(『大谷遺蹟錄』四、『通記』六八)といふものがある。善導、源空、親鸞、真佛、専海、圓善の法系に、三門徒の開基如道を加へた七人の真像を一幅の中に描いたものである。かうした連座の御影は明らかに如道の法脈を物語るものであつて、古來三門徒派本山專照寺にあらざれば決して依用し能はざる所のものである。

次に三河國岡崎市傳馬町大谷派西照寺に「八高僧連座安心相承御影」と稱する絹本一幅がある。筆寫年代は足利時代初期を下らぬものと思はるゝが、前に述べた七高僧の上に更に道性が加はつてゐるものである。

道性は百姓道願兵衛の子とも、また如道の眞弟ともいはれてゐるが、如道の新義を相承したる越前國横越證誠寺派の開祖たることは申すまでもない。同寺に於ては、古來三門徒派專照寺にいふ處の七高僧の上に、更に自派の開基道

性を加へて、いはゆる八高僧と呼ぶものがあるが、今この一幅も全くこれと同一であるから、此れも亦如道の教團に關係を有するといふことは何としても否定は出来まい。因みに延文六年三月二日近江國蒲生郡武佐村の道佛に下附された「兩朝高祖尊像」一幅や、(『存覺袖日記』参照)福井市館町月輪寺所藏の「八高僧」一幅も、全く今と同じ形式であるから、これらは共に證誠寺派依用の「八祖御影」であることを申し添へて置く。

次に三河國碧海郡知立町大谷派稱念寺は、正和年間越前國の道性これを開創したものと傳へ、曾てその木像一軀を所藏した(『通記』六、『大谷遺蹟錄』一)といふから、この寺も亦その創立に於ては越前の大町門徒に關係ありしものと見做さねばなるまい。

かくの如く大町門徒に關する史料がたとへ僅少なるものにせよ、現に三河國內に殘存せる事實から考ふれば、もとも三河和田門徒中より大町門徒の鼻祖たる道道を出だしつゝ、しかもまたこれによつて多少ともその影響をうくることのありし事實を知ることが出來やうと思ふ。(未完)

附 記

本編は編輯の方から熱望せらるゝまゝに、不本意ながら舊稿を間に合せました次第です。　日下生